平成２４年（フ）第５６５号
神奈川県藤沢市遠藤703番地の８　滝の沢コープタウンＢ205
債務者　小暮　勝巳
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６６号
神奈川県藤沢市遠藤703番地の８　滝の沢コープタウンＢ205
債務者　小暮佐登美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９７号
横浜市神奈川区入江２丁目６番23号　金山アパート205号
債務者　後藤　利之
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５号
静岡市駿河区津島町５番13―201号
債務者　中川原祐司
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４号
熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕597番地
債務者　髙野　浮子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第９３５号
千葉県松戸市日暮２丁目10番地の２
破産者　森田知珠子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７５２号
千葉県我孫子市中峠台４丁目11番地
破産者　株式会社エイトプロジェクト
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６４号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1485番地の13、住民票上の住所千葉県流山市大字鰭ケ崎1447番地の27
破産者　丸山久美子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０９７号
北九州市八幡西区三ツ頭２丁目12番10号
破産者　有限会社ＮＴＳ
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２７２９号
札幌市中央区南２条西７丁目４番地１　第７松井ビル９Ｆ
破産者　株式会社アールズサポート
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１５号
北海道旭川市３条通６丁目アークヒルズビル
破産者　有限会社フラビー
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０１号
北海道旭川市末広１条６丁目６番12号
破産者　有限会社末広ブロック興業
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３号
宮城県伊具郡丸森町字大舘２丁目21番地の１
破産者　株式会社佐藤組
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１８６号
山形県東根市一本木２丁目８番２号
破産者　有限会社山形商運
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７６号
埼玉県行田市大字下須戸942番地１
破産者　株式会社平塚組
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７９号
埼玉県東松山市大字市ノ川813番地５
破産者　株式会社ＲＡサービス
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３８０号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾446番地１
破産者　ＲＡサービス株式会社
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４０２号
埼玉県深谷市榛沢新田628番地４
破産者　有限会社コーシン建設
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６号
宮崎県串間市大字西方字上高野2637番地１号
破産者　株式会社新日本環境サービス
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６５０号
相模原市南区東林間５丁目４番８号
破産者　株式会社日本学友社
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部